

事務連絡
令和2年4月7日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」等に係る
児童養護施設等に対する財政措置等について

平素より、児童福祉行政の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。
本日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」及び「令和2年度補正予算案」
が閣議決定されたところです。

児童養護施設等に係る当該緊急経済対策等については下記のとおりとなりますので、ご了知いただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対して周知いただきますよう、よろしくお願いします。

なお、申請手続き等については、補正予算案の審議の状況等を踏まえて、追ってご連絡いたします。

記

1. 児童養護施設等における子ども用マスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援（児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金（児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業））《第2弾より継続して実施》

（事業内容）

児童養護施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県や市町村が児童養護施設等へ配布する子ども用マスクの卸・販社からの一括購入等、児童養護施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発、個室化に要する改修に必要となる経費を補助する。

- ①都道府県等の子ども用マスク等購入費
感染経路の遮断のため、必要なマスク、消毒液等の需給が逼迫し、児童養護

施設等が自力で購入できない状況を踏まえ、都道府県等が児童養護施設等へ配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等に必要な費用について補助

②児童養護施設等の消毒経費

感染が疑われる者が発生した場合に、施設内で感染が広がらないよう、利用者・従事者が触れる箇所や物品等の消毒に必要な費用について補助

③地方自治体の広報・啓発経費

施設で活動する子ども等に必要な情報が行き渡るよう、感染症予防の広報・啓発経費について補助（例：子ども向けのポスター・パンフレット）

④児童養護施設等における個室化に要する改修費等

事業継続が必要な児童養護施設等において、感染が疑われる者を分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修費等（※）について補助

- ※ パーテーションの設置や仮設による居室の設置・賃借、空調・換気設備の改修等を含む。
- ※ 改修規模が大きいものは次世代育成支援対策施設整備交付金により支援（補助率：定額（国1/2相当）、補助基準額：上限なし）

（補助基準額等）

補助基準額：1か所当たり最大800万円

※里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センターについては、1か所当たり最大100万円

※①～③の経費については、令和元年度における事業（第2弾分）と合わせて50万円が上限（実績ベース）

補 助 率：10/10

対象施設：児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センター、児童相談所、一時保護所

対象期間：令和2年4月1日に遡及して適用予定

2. 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業の運用改善《新規》

（事業内容）

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う企業への影響等により、内定が取り消されるなど、就業が出来ない又は就業継続が難しくなった児童養護施設退所者等に対し、就業するまでの間の求職期間等について家賃の貸付を行う等の運用改善を講じる。

＜運用改善の内容＞

新型コロナウイルス感染症の影響により、就業が出来ない又は就業継続が難しくなった児童養護施設退所者等に限り、

- ・ 就業するまでの間の求職期間等を家賃貸付の対象とする。
- ・ 貸付期間の上限を2年間から3年間に拡充するとともに、返還免除期間の猶予の特例（※）を設ける。

※ 現行制度では5年間の就業継続により貸付の返還が免除となるが、新型コロナウイルス感染症の影響により就業継続が困難となった場合については、求職期間についても就業継続期間に算入できることとする。

【連絡先】

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

T E L : 03-5253-1111（代表）

※1の事業 予算係（内4877）

※2の事業 指導係（内4878、4860）